

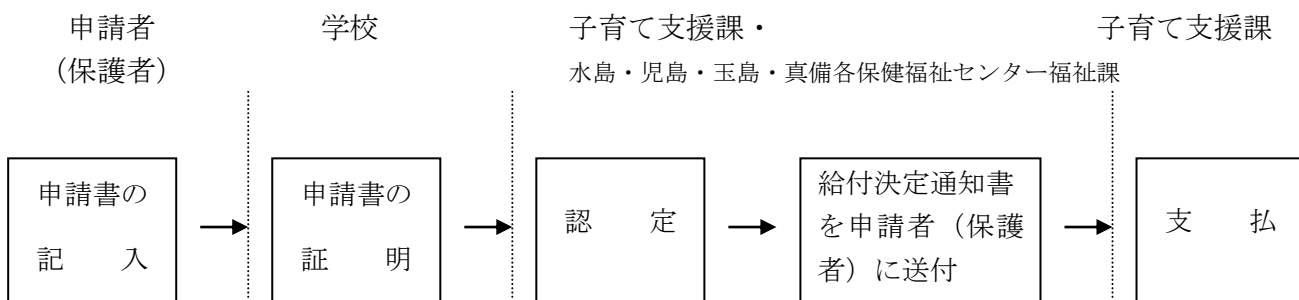
倉敷市遺児教育年金について

父又は母と死別した、義務教育就学中の児童の親権者、未成年後見人、その他事実上親権を行う者に支給します。（児童福祉法第47条の規定による児童福祉施設の長を含む。）

義務教育就学前に父又は母と死別して、その後就学した児童も支給対象です。

1. 年金額 児童1人あたり 月額 1,500円
2. 支払 年2回 9月（4月～9月分） 3月（10月～3月）
申請者の口座に振り込みます。

3. 申請および支払手順



※ 申請書を受理した日の属する月の翌月分からの支給となります。

4. 受給権が消滅する場合

- ① 遺児が市外に転出したとき
- ② 遺児が死亡したとき
- ③ 遺児の父または母が再婚（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）したとき
- ④ 遺児が中学校を修了したとき

5. 支給を停止する場合

- ① 遺児が倉敷市に住民登録および外国人登録を有さなくなったとき
- ② 遺児が休学しているとき、または就学できる状態でありながら就学しないとき
- ③ 遺児が養子縁組をしたとき
- ④ 遺児が里親に委託されたとき

6. 変更届の必要な場合

- ① 遺児の氏名を変更したとき
- ② 申請者（保護者）の氏名を変更したとき
- ③ 申請者（保護者）を変更するとき
- ④ 振り込み口座を変更するとき

※届け出について

4.の③および5.のときは、受給権消滅（停止）届が、6.のときは、変更届が必要です。

※ 支給申請書は遺児が通っている学校へ、消滅（停止）届、変更届は子育て支援課、各保健福祉センター福祉課へ提出してください。